

その他

1. 郵便等による不在者投票

沖縄市選挙管理委員会 TEL : 939-1193

郵便等投票証明書の交付を事前に受けることにより、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。

対象

身体に障がいがあり、選挙の際に投票所に行くことができない方で、次の①または②に当てはまる方

- ① 下表の手帳等の交付を受け、自ら投票用紙に記入できる方

区分	障がい等の区分・程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

- ② 上表に該当し、併せて上肢機能障害または視覚障害1級の認定を受け、自書できない方（あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。）

内容

選挙期日の4日前までに、郵便等投票証明書を添えて沖縄市選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてください。沖縄市選挙管理委員会から投票用紙を郵送しますので、投票用紙が届いたら、ご自分で記入し、沖縄市選挙管理委員会あてに郵送してください。

※事前に沖縄市選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けていることが必要です。沖縄市選挙管理委員会にある「郵便等投票証明書交付申請書」に本人自らが記入し、障害者手帳等を添えて申請してください。ご家族の方が申請される場合は、いったん申請書を持ち帰り、ご本人に申請書を記入したうえで、障害者手帳等を添えて申請にいらしてください。なお、申請書は郵送することもできますので、選挙管理委員会までご連絡ください。

2. 選挙の際の代理投票・点字投票

沖縄市選挙管理委員会 TEL : 939-1193

内容

選挙の際に文字を書くことが困難な方は、申出により、投票所の係員が代わりに投票用紙に記入する代理投票をすることができます。視覚障害のある方は、投票所にある点字器またはご自身の点字器を使用し、点字投票をすることができます。

3. 聴覚・言語障がい者用メール110番

沖縄県警察本部 通信指令課 TEL : 862-0110

内容

言語や聴覚に障がいのある方が、事件や事故に遭った時に文字対話方式メールで警察に通報するシステムです。詳しくは、沖縄県警察本部通信指令課にお問い合わせください。

4. 聴覚・言語障がい者用FAX110番

沖縄県警察本部 通信指令課 TEL : 862-8110

郵便等投票証明書の交付を事前に受けることにより、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。

内容

言語や聴覚に障がいのある方が、事件や事故に遭った時に必要事項を紙面にし、FAX送信して警察に通報するシステムです。詳しくは、沖縄県警察本部通信指令課にお問い合わせください。

5. 聴覚・言語障がい者用メール119番（NET119）

沖縄市消防本部 通信指令課

TEL : 923-1426 FAX : 983-4632

メールアドレス : a92tuusin@city.okinawa.lg.jp

対象

聴覚・言語機能等に障がいのある方で、沖縄市に居住または通勤・通学し、原則として身体障害者手帳の交付を受けている方。

内容

インターネット機能を利用することができる携帯電話又は、スマートフォンを利用して、消防車や救急車等の出勤要請に限り利用できます。なお、ご利用する場合には**事前の登録が必要です**。詳しくは、市消防本部通信指令課にお問い合わせください。

事前登録の受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

6. 聴覚・言語障がい者用FAX119番

沖縄市消防本部 通信指令課

TEL : 923-1426 FAX : 983-4632

対象

音声による119番通報が困難な聴覚又は音声・言語に障がいのある方。

内容

書面によるFAX119番通報を行い、沖縄市内における消防車や救急車を要請することができます。また、何らかの事情により会話ができない場合の通報にも利用できます。

▶登録に関係なく、FAX番号119番へ直接送信できます。詳しくは、市消防本部通信指令課にお問い合わせください。

7. 点字広報・声の広報の配布

秘書広報課 広報広聴係
TEL: 939-1212 内線: 2372 FAX: 934-0665

内容

沖縄市の広報誌紙「広報おきなわ」から特にお知らせしたい内容を選び、点字と音読による広報を行っています。視覚障害のある方や高齢で広報紙が読みづらい方などに、点字版および音声版(CD)を無料配布しています(月1回、希望者のみ)。詳しくは広報広聴係までお問い合わせください。

8. 図書館利用サービス

沖縄市立図書館 TEL: 929-4919 FAX: 923-0312

内容

資料の貸出サービスとして、音声読み上げに対応した電子書籍、音声図書デジター、低視力や高齢の方でも読むことができる大活字本、本の内容を理解することが苦手な方でも読めるように工夫されたLLブック、そのほかにも点字図書を所蔵しております。館内サービスとして図書館資料の活字を読み上げる音声読書器、拡大読書器等の機器をご利用いただけます。また、読書サービス登録者に限り、対面朗読やサピエ図書館の利用や郵送貸出サービスを行います。詳しくは、市立図書館までお問い合わせください。

9. 青い鳥郵便はがきの無償配布

日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター
TEL: 0120-232-886 (フリーコール)
TEL: 0570-046-666 (携帯電話からの通話は無料)

日本郵便株式会社では、受入期間内に希望された方に身体障がい者・知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常はがきを封入したものを無償配布します。

対象

身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2を交付されている方。

内容

1人につき、次の①または②のいずれか1種類20枚を無償配布

- ① 通常はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)
- ② 通常はがき胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)

※配布を希望される方は、お近くの郵便局に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入し申し出ることが必要です。また、郵送による申し出も可能ですので、詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

案内時間

平日 午前8時～午後9時
土日祝日 午前9時～午後9時

10. 盲人用郵便物の無料配達

お近くの各郵便局 平日 午前9時～午後4時

内容

盲人用の録音物または盲人用点字のみを掲げた郵便物は無料で送ることができます。また、盲人の方もしくは郵便局の指定を受けた施設についても無料で送ることができます。封筒または小包の名あてが点字で表示されているか、または名あて面上部の右すみに「盲人用」と表示してお出しください。
※詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。

11. ニュー福祉定期貯金

お近くのゆうちょ銀行窓口(貯金関係)
平日 午前9時～午後4時

内容

次に掲げる年金や国の手当を受給されている方は、1年の定期郵便貯金に優遇利率が適用されます。
※預入れ限度額300万円(障がい者マル優が利用できる場合があります。)

利用できる方

障害基礎年金等の年金の受給者および特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当等国の手当の受給者等
※詳しくはゆうちょ銀行窓口にお問い合わせください。

12. 障がい者等のマル優 (少額預金等の利子非課税)

各金融機関・証券会社等

対象

- 身体障害者手帳を交付されている方
 - 療育手帳を交付されている方
 - 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
 - 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されている方
 - その他各種法律における障害年金を受給されている方等
- ※詳しくは、各金融機関・証券会社等にお問い合わせください。

内容

預貯金、公債のそれぞれ元本350万円を限度として利子等が非課税となります。

13. 携帯電話基本使用料等割引

各携帯電話会社の営業窓口

対象

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。
※詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

内容

基本使用料等が割引になるサービスがあります。

団体

1. 障がい者ボランティア団体

沖縄市社会福祉協議会 TEL : 937-3385 FAX : 937-3422

沖縄市内にある障がいに関するボランティア団体をお探しの場合は、沖縄市社会福祉協議会にご相談・お問い合わせください。

マイナンバーの利用

1. 障がい福祉課窓口における個人番号（マイナンバー）の利用について

平成28年1月から、マイナンバー制の導入により、障がい福祉課の窓口では、以下の申請において「個人番号（マイナンバー）」の記載および提示等が必要になります。また、ご本人および代理で窓口に来られる方の身元確認も義務付けられております。申請の際には個人番号が記載された以下の書類等を忘れずにお持ちください。

マイナンバーの記載が必要となる書類

- 身体障害者手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 自立支援医療（構成医療・育成医療・精神通院）
- 特別障害者手当や障害児福祉手当 ● 補装具費支給 ● 障害福祉サービスや障害児通所支援

ご本人が窓口で申請する場合

障がい福祉課での手続きには原則「番号確認」と「身元確認」が必要になります。

番号確認	身元確認	
個人番号カードを持っている場合	個人番号カードのみ	
個人番号カードを持っていない場合	顔写真付きの本人確認書類等がある場合	通知カード等（※）と運転免許証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの顔写真がある書類と併せて2点
	顔写真付きの本人確認書類等がない場合	通知カード等（※）と自立支援受給者証、医療保険翔、年金手帳などの本人証明ができる書類を2つ以上を合わせて3点

- 2つ以上の書類とは、他に所得証明書、介護保険の被保険者証などです。詳しくは、障がい福祉課までお問い合わせください。
- 郵送により申請を行う場合は、上記の確認書類はコピーを送ってください。
- ※通知カード等とは、通知カードまたは本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写しのことです。

代理人が窓口で申請する場合

ご本人以外の方が窓口申請に来る場合は、身元確認のため以下の書類確認が必要となります。

番号確認	身元確認	番号確認
任意の代理人（家族、施設職員等）	委任状 代理人の個人番号カードや運転免許証など	1. 本人の個人番号カードまたはその写し 2. 本人の通知カードまたはその写し 3. 本人の個人番号が記載された住民票の写し 住民票記載事項証明書またはその写し
法定代理人（成年後見人等）	戸籍謄本、登記事項証明書	

※郵送により申請を行う場合は、上記の確認書類はコピーを送ってください。

※本人の代わりに代理人が申請書等の提出を行う場合（例：配偶者等が申請書類の提出のみを行う場合）には、個人番号が見えないよう、申請書や上記の確認書類のコピー等を封筒に入れて提出してください。この場合、代理人が本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできません。